

計画等の案の概要

|  |  |                 |                           |
|--|--|-----------------|---------------------------|
| 名 称  | 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準の一部改正について                  |                 |                           |
| 公表するもの   | 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準の一部改正(案)                   |                 |                           |
| 県民意見の募集  | 有  | 有の場合は<br>その募集期間 | 令和6年3月28日(木)～令和6年4月24日(水) |
|  | 無  |                 |                           |
| 担当課等名  | スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課 電話番号 054-221-2937         |                 |                           |
| 総合計画における位置付け   | 6-1 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり<br>(1) 「知性」・「感性」を磨く学びの充実 |                 |                           |
| 審議会等の名称  | 静岡県私立学校審議会                                       |                 |                           |
| <p><b>1 趣旨</b></p> <p>高等学校通信教育の質の確保・向上を図るため、「私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準」の一部を改正する。</p>  |  |                 |                           |
| <p><b>2 骨子</b></p> <p>(1) 改正の理由</p> <p>文部科学省は、令和5年11月に、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示す「通信制課程における私立高等学校の認可基準（標準例）」を策定したことから、標準例に記載の事項について、本県審査基準にも追記する。</p> <p>また、広域の課程に関する条項の削除、校地に係る基準を小中高等学校設置審査基準と文言統一する等必要な見直しを行う。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>標準例に記載の事項を本県審査基準に追記<br/> 第3条（立地条件等）、第4条（名称）、第5条（規模）<br/> 第6条（通信教育を行う区域）、第7条（教職員組織）、第8条（施設及び設備）<br/> 第9条（通信教育連携協力施設）、第10条（通信教育の方法等）<br/> 第11条（計画の作成等）</p> <p>文言等の見直しを実施<br/> 変更…第1条（趣旨）、第12条（資産等の保有）<br/> 削除…教育施設、広域の課程に係る学則変更認可</p> <p>(3) 施行時期</p> <p>令和6年4月下旬から5月上旬</p> |  |                 |                           |